

施策 1 3 1

地域ごとの特色を活かしたまちなみをつくる

令和7年度 施策評価シート

基本目標	I 「すみだ」らしさの息づくまちをつくる
政策	130 水と緑を活かした、美しい景観をつくる
施策	131 地域ごとの特色を生かしたまちなみをつくる
施策の目標	地域ごとに、区民が愛着を感じることができる個性と風格のあるまちなみが広がり、区外からもその美しいまちなみを楽しむために多くの人が訪れています。

1 基本計画における成果指標の状況

指標名	「墨田区のまちなみが美しい」と思う区民の割合				
	基準年 (H28)	H29	H30	H31	R2
目標	—	—	—	—	47%
実績	42.1%	55.7%	—	—	55.7%
	R3	R4	R5	R6	R7
目標	—	—	—	—	57%
実績	—	—	—	—	—

指標名	電線類の地中化整備延長				
	基準年 (H28)	H29	H30	H31	R2
目標	—	—	—	—	10,459m
実績	7,764m	—	—	—	10,459m
	R3	R4	R5	R6	R7
目標	—	—	—	—	10,894m
実績	—	—	—	—	—

2 目標と現状（実績）についての分析及び総事業費推移

指標の推移・施策の課題や問題点について記述	総事業費推移（千円）	
地域ごとの特色を活かし、区民が愛着を感じることができる「まちなみ」とするには、景観に関する区民の更なる意識の向上と、行政による適切な誘導が必要である。そのため、景観行政団体として景観まちづくりを推進し、すみだ景観フォーラム等による啓発活動を行っている。今後も良好な景観形成を図るためには、これらの活動について、継続して取り組む必要がある。	R4	15,355
	R5	17,093
	R6	25,514

3 施策の評価及び判断理由

評価	理由
B	亀沢地区を景観形成重点地区に指定するなど、地域の特色を活かした景観形成につながっていることから、引き続き推進していく。

4 今後の施策の運営方針

施策の戦略的方向性	
<input type="radio"/>	(1) 優先的に資源投入を図る
<input checked="" type="radio"/>	(2) 現状維持とする
<input type="radio"/>	(3) 現状維持だが、より効率的な運営を図る
<input type="radio"/>	(4) 資源投入の縮小を図る
上記の判断理由	
地域ごとの特色を活かした「まちなみ」を創出するため、継続して取り組む必要がある。	
今後の具体的な方針	
魅力的な景観づくりに向け、区民や事業者とともに良好な景観を創るためのルールづくりの支援をしていく。	

5 この施策に係る事務事業

番号	事務事業名	主管課	決算額(A) (千円)	人コスト(B) (千円)	総事業費 (A+B) (千円)	評価結果
1	都市景観形成促進事業費	都市計画課	7,722	2,746	10,468	現状維持
2	景観まちづくり推進事業	都市計画課	935	0	935	現状維持
3	屋外広告物指導調査事務費	土木管理課	3,126	10,985	14,111	現状維持

令和7年度 事務事業評価シート

No. 1

施策	131 地域ごとの特色を生かしたまちなみをつくる					
事業名	都市景観形成促進事業費					
主管課	都市計画課	電話番号(内線)	3902			
目的	区民や来街者の利便性向上及び豊かな景観の形成					
対象者	区民及び来街者					
根拠法令 関連計画	墨田区公共サイン整備マニュアル					
実施基準	区独自基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤2、株式会社ジイケイ設計	
事業内容	○平成21年度に策定した「公共サイン整備マニュアル」に基づき、公共サインの整備及び維持管理を行う。					
	○景観形成計画「すみだ風景作り」の目標を実現するため、景観施策を体系的、総合的に実施する。 ・両国駅東口擁壁修景画」及び「まちかどアート作品」に落書きや破損等が生じた際に修復を行い、適正に維持管理している。					
経過	開始年度	平成2年度			終了予定	
	○公共サイン 平成3年度 公共サインの整備マニュアル策定 平成4年度 公共サインの設置 平成21年度 公共サイン整備マニュアル策定(旧公共サイン整備マニュアルの見直し、新たに策定) 平成22年度～ 公共サインの整備(既存サインの改修を含む) 令和6年度末 公共サイン数 区管理90基 ○まちかどアート 平成4年度～平成7年度にかけて 6作品を設置 平成26年度～令和元年度にかけて 毎年1作品ずつ、劣化・損傷の修復実施 令和6年度末 6作品 ○両国駅東口擁壁修景画 平成2年度 完成					
議会質問 の状況						
その他 特記事項						

予算・決算額推移(単位:千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額(令和7年度は当初予算)	874	2,050	4,249	3,072	8,522	7,188
A. 決算額(令和7年度は見込み)	704	1,464	4,179	2,508	7,722	0
財源	国	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
一般財源	704	1,464	4,179	2,508	7,722	7,188
執行率(%)	80.55%	71.41%	98.35%	81.64%	90.61%	-%
B. 人コスト	2,647	2,639	2,454	2,554	2,746	
総事業費(A+B)	3,351	4,103	6,633	5,062	10,468	
予算書P(令和7年度)	P215 17		執行実績報告書P(令和6年度)			

主な予算・決算の内訳 (単位: 千円)					
令和5年度 (決算)		令和6年度 (決算)		令和7年度 (当初予算)	
節	金額	節	金額	節	金額
委託料	1,848	委託料	7,062	委託料	6,278
役務費	660	役務費	660	役務費	910
概要		概要		概要	

事業の 成果	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	まちかどアートのメンテナンス数 (累計)				単位	箇所	
		最終目標値	目標年度	基準年 (H28)	H29	H30	H31		
		6	平成31年度	目標	3	4	5	6	
				実績	3	4	5	6	
				R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	—	—	—	—	—	—	
		実績	—	—	—	—	—	—	
		指標の選定理由及び目標値の理由							
		まちかどアート作品については設置から20年以上が経過し、作品の一部に経年劣化が見られることから、平成26年度から令和元年にかけて計画的に年1作品ずつ修復を行った。							
		事業の 成果	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	「墨田区のまちなみが美しい」と思う区民の割合				単位
最終目標値	目標年度			基準年 (H28)	H29	H30	H31		
52	令和7年度			目標	—	44	45	46	
				実績	42.1	—	—	—	
				R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	47			48	49	50	51	52	
実績	55.7	—	—	—	—	—			
指標の選定理由及び目標値の理由									
良好な景観作成に向けた取組に対し、区民がどのように実感しているかを成果指標とする。目標値は過去の区民アンケートの増加率を参考としている。									

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	まちかどアートの維持管理を計画的に実施したことにより、地域に親しまれるシンボルとして継承され、都市景観の向上に寄与している。今後も公共サインを含め、定期的なメンテナンスを実施することで適切な維持保全に努める。

課題・問題点
両国駅東口擁壁修景画は制作から34年が経過しているため、劣化が進行している。一方で、擁壁面積が広く地域の景観に与える影響が大きいため、適切な維持管理と在り方が求められる。

令和7年度 事務事業評価シート

No. 2

施 策	131 地域ごとの特色を生かしたまちなみをつくる					
事 業 名	景観まちづくり推進事業					
主 管 課	都市計画課	電話番号(内線)	3906			
目 的	新たな景観の創出や歴史・文化資源を活用した景観形成、地域のまちづくりと連携した景観形成等を推進するため、墨田区景観計画に基づいた規制・誘導を行う。また、地域ごとの特色を活かした景観形成を地域住民とともに検討し、すみだらしい景観の形成を目指す。					
対 象 者	区民及び区内で一定規模以上の建築物の建築等を行う事業者等					
根拠法令 関連計画	景観法、東京都景観条例、墨田区景観条例					
実施基準	区独自基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	常勤2	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・墨田区景観計画及び墨田区景観条例に基づく事前協議及び届出（R6年度：事前協議対象20件、届出のみ138件） ・景観アドバイザー会議の開催（R6年度：計10回20件） ・景観審議会の開催（R6年度：1回） ・すみだ景観フォーラムの活動支援（R6年度：実行委員会12回、まちあるき1回、シンポジウム1回、講演会1回） 					
経 過	開始年度	平成19年度			終了予定	
	平成17年6月	景観法施行				
	平成19年4月	「東京都景観計画」策定				
	平成20年3月	「墨田区景観基本計画」策定				
	平成20年	「すみだ景観フォーラム」設置				
	平成21年3月	「墨田区景観条例」制定				
	5月	東京都から墨田区へ「景観行政団体」が移行、「墨田区景観条例」一部施行				
	6月	「墨田区景観審議会」設置				
	11月	「墨田区景観計画」策定、「墨田区景観条例」全面施行、「景観アドバイザー協議」開始				
	平成29年6月	「墨田区景観計画」一部変更（亀沢地区景観形成重点地区の指定）				
議会質問 の 状 況						
そ の 他 特 記 事 項						

予算・決算額推移(単位:千円)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額(令和7年度は当初予算)		1,194	1,337	1,330	1,335	1,305	1,313
A. 決算額(令和7年度は見込み)		821	1,108	1,031	1,175	935	1,313
財 源	国	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
一般財源		821	1,108	1,031	1,175	935	1,313
執行率(%)		68.76%	82.87%	77.52%	88.01%	71.65%	100%
B. 人コスト		0	0	0	0	0	
総事業費(A+B)		821	1,108	1,031	1,175	935	
予算書P(令和7年度)	P215 17	執行実績報告書P(令和6年度)					

主な予算・決算の内訳 (単位: 千円)					
令和5年度 (決算)		令和6年度 (決算)		令和7年度 (当初予算)	
節	金額	節	金額	節	金額
報酬	1,055	報酬	847	報酬	1,132
報償費	120	報償費	85	報償費	165
		使用料及び賃借料	3	使用料及び賃借料	16
概要		概要		概要	

事業の 成果	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	景観フォーラムにおけるイベント及び実行委員会回数				単位	回	
		最終目標値	目標年度	基準年 (H28)		H29	H30	H31	
		15	令和7年度	目標	15	15	15	15	
				実績	15	15	17	14	
				R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	15	15	15	15	15	15	
		実績	9	5	15	15	15		
		指標の選定理由及び目標値の理由							
		すみだ景観フォーラムは、区民が景観について自ら考える契機を与えることを目標とする組織体であるため、イベント及びその準備を行う実行委員会の実施回数を活動指標とする。							
		事業の 成果	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	景観アドバイザー協議割合				単位
最終目標値	目標年度			基準年 (H28)		H29	H30	H31	
20	令和7年度			目標		16	16.5	17	
				実績	15.5	11.8	15.5	20.6	
				R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	17.5			18	18.5	19	19.5	20	
実績	14.1			20	14.1	20.9	12.7		
指標の選定理由及び目標値の理由									
景観に関する専門家（景観アドバイザー）のアドバイスを受けた建築物等を増加させることで、地域にふさわしい景観形成を促進する。目標値は、過去の実績値を参考に設定する。									

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	すみだ景観フォーラムの継続により、区民の景観に関する意識向上が図られつつある。また、景観アドバイザー制度の積極的な利用を案内することで、景観に配慮された建築物等が確実に増えている。

課題・問題点
墨田区景観計画等について、住民の理解度向上のため、周知活動を継続して行う必要がある。すみだ景観フォーラムは設置から18年目を迎え、様々な企画を通じて、区民の景観に関する意識向上が図られつつある。今後も多様な世代に対し、同フォーラムの活動を周知し、より多くの区民に対し景観に関する意識啓発を行うことで、すみだらしい景観の形成につなげていく必要がある。

令和7年度 事務事業評価シート

No. 3

施 策	131 地域ごとの特色を生かしたまちなみをつくる					
事 業 名	屋外広告物指導調査事務費					
主 管 課	土木管理課	電話番号(内線)	5014			
目 的	屋外広告物法や東京都屋外広告物条例等に基づき、屋外広告物許可及び指導取締りを行い、良好な景観形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止を図る。					
対 象 者	屋外広告物許可申請者及び違反看板掲出者					
根拠法令 関連計画	屋外広告物法令、東京都屋外広告物条例・同施行規則、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例					
実施基準	都基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤1、委託先：サンライン(株)	
事業内容	<p>屋外広告物法では屋外広告物の許可及び指導取締りは都道府県の事務となっている。</p> <p>東京都が「東京都屋外広告物条例」により都内の許可基準を定め、「特別区における東京都の事務処理特例に関する条例」により、区で申請受付・許可、手数料の徴収、監察・撤去等の事務を行っている。</p>					
経 過	開始年度	昭和28年度			終了予定	
	<p>特別区の区域内では、昭和28年度に東京都区長委任条項により、区長に委任された。</p> <p>平成12年度からは「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年12月24日)」により、申請受付・許可、手数料の徴収、監察・撤去等の事務を区が行うこととなった。</p>					
議会質問 の 状 況	<p>[令和4年決特] 街路灯へのフラッグの掲出について</p> <p>[令和5年3月] 違反屋外広告物への対応について</p> <p>[令和5年11月決特] 区街路灯への商店街フラッグの掲出について</p>					
そ の 他 特 記 事 項	特になし					

予算・決算額推移(単位:千円)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額(令和7年度は当初予算)		3,509	3,266	2,929	2,957	3,418	3,467
A. 決算額(令和7年度は見込み)		2,409	2,412	2,446	2,344	3,126	3,467
財 源	国	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0
	その他	2,409	2,412	2,446	2,344	3,126	3,467
一般財源		0	0	0	0	0	0
執行率(%)		68.65%	73.85%	83.51%	79.27%	91.46%	100%
B. 人コスト		9,704	9,676	5,246	8,512	10,985	
総事業費(A+B)		12,113	12,088	7,692	10,856	14,111	
予算書P(令和7年度)	P201	執行実績報告書P(令和6年度)					

主な予算・決算の内訳（単位：千円）					
令和5年度（決算）		令和6年度（決算）		令和7年度（当初予算）	
節	金額	節	金額	節	金額
役務費	1,865	役務費	2,636	役務費	2,890
委託料	386	委託料	389	委託料	468
使用料及び賃借料	60	使用料及び賃借料	60	使用料及び賃借料	94
需用費	33	需用費	41	需用費	15
概要		概要		概要	
違反屋外広告物運搬・撤去・処分委託費 消耗品の購入		違反屋外広告物運搬・撤去・処分委託費 消耗品の購入		違反屋外広告物運搬・撤去・処分委託費 消耗品の購入	

事業の 成果	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	屋外広告物許可総数（広告板・広告塔）				単位	基	
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
		2,500	令和7年度	目標	2,600	2,600	2,900	3,000	
				実績	2,672	2,426	2,538	2,707	
				R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	3,000	2,800	2,800	2,600	2,600	2,500	
		実績	2,866	3,016	3,158	3,273	3,405		
		指標の選定理由及び目標値の理由							
		屋外広告物法や東京都屋外広告物条例に基づく屋外広告物の申請に対し審査、許可している。目標値は過去の件数を加味して設定した。							
		事業の 成果	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	違反看板簡易除却件数				単位
最終目標値	目標年度			基準年(H28)	H29	H30	H31		
6,000	令和7年度			目標	6,000	6,000	7,000	7,500	
				実績	5,423	2,140	5,986	4,580	
				R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	7,500			6,500	6,000	6,000	6,000	6,000	
実績	6,974			2,899	2,388	2,666	685		
指標の選定理由及び目標値の理由									
良好な景観形成、風致の維持及び公衆に対する危害を防止するため、違反看板簡易除却数を設定する。目標値は過去の件数を加味して設定した。									

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	違反屋外広告物件数は、不動産広告が多数を占め、その数は新規販売物件数により変動するものと推測される。また、経済活動の活性化に伴い、店舗等の広告物も多様化している。 現在、法令に基づき適正に許可及び違反物件の除却をしているため、良好な景観形成、風致の維持のために事業の継続が必要である。

課題・問題点
本事業により、違反屋外広告は年々減少傾向にあり、特に令和6年度の撤去件数が激減している。また、他区でも違反屋外広告物の掲出状況については同様の傾向があり、是正指導の効果が一定程度見られる状況にある。 一方、駅周辺や商業地域等における広告物の掲出及び違反屋外広告は依然として一定数存在することから、引き続き是正を行う必要がある。